

○清須市交通安全条例（抜粋）

（平成17年7月7日条例第16号）

（目的）

第1条 この条例は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第4条の規定に基づき、清須市における交通安全の確保に関する施策の基本を定めることにより、市民の安全で快適な生活の実現に寄与することを目的とする。

（交通安全推進協議会の設置）

第6条 市長は、関係機関等との連携を図り、交通安全対策を効果的に推進するため、清須市交通安全推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、交通事故の現状把握に努め、交通安全対策を協議し、市長に意見を述べるものとする。

○清須市交通安全推進協議会に関する規則

(設置)

第1条 清須市交通安全条例（平成17年清須市条例第16号）第6条の規定に基づき、清須市交通安全推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事業を行い、交通安全対策を効果的に推進することを目的とする。

- (1) 交通安全対策に関する計画の策定
- (2) 交通安全教育の推進
- (3) 前2号に掲げるもののほか、交通安全の推進に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総括する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ、会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 各種団体の代表
- (2) 学識経験者
- (3) 行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再委嘱を妨げない。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、市長をもって充てる。

- 2 会長、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、総務部防災行政課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年7月7日から施行する。

附 則（平成20年3月28日規則第7号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。